

大阪広域水道企業団告示第4号

平成31年大阪広域水道企業団告示第4号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 収納取扱金融機関		2 収納取扱金融機関	
金融機関名	取扱事務の範囲	金融機関名	取扱事務の範囲
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪シティ信用金庫	<u>四條畷水道事業及び太子水道事業における収納の事務の一部</u>	大阪シティ信用金庫	太子水道事業における収納の事務の一部
(略)	(略)	(略)	(略)